

公立沖縄北部医療センター 附属診療所検討部会の設置について

令和 7 年 3 月 25 日協議会
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局
(沖縄県北部医療組合)

1. 合意書の記載内容等について

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書には、診療所の取扱いについて以下のとおり記載。

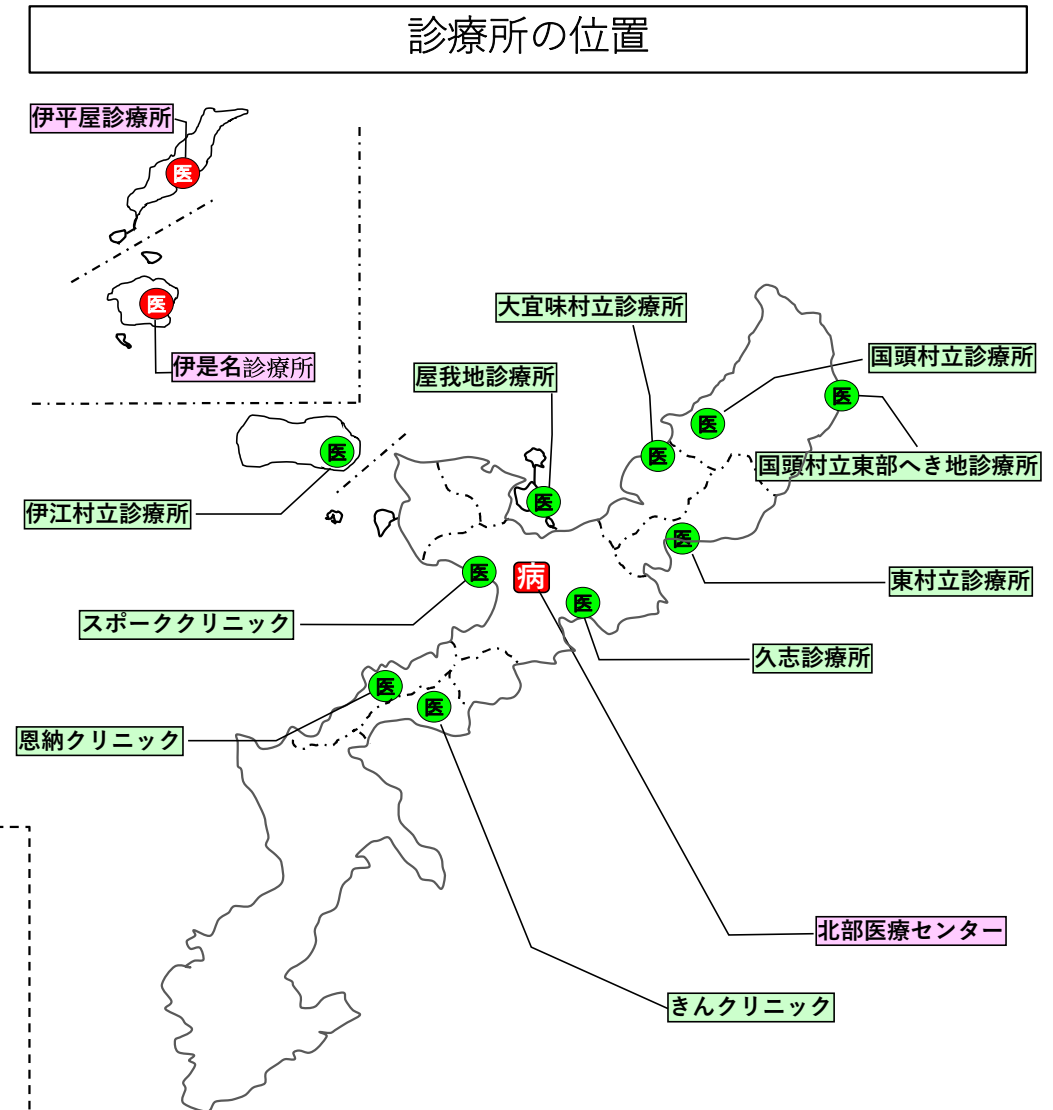
(診療所の取扱い)

第15条 県立北部病院附属診療所及び北部12市町村が設置した診療所（以下「市町村立診療所」という。）は、原則として北部医療センターの附属診療所として位置付けるものとする。

2 前項の場合において、市町村立診療所については、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮するものとする。

R5～R6年度市町村意見交換における事務レベルでの共有内容

- ・ 診療所はそれぞれ事情が異なるため、各市町村と組合間で個別に移管計画を協議していく
- ・ 期限は切らずに長期的な取り組みとして、整ったところから順次移管していく方向で取り組んでいく



県立及び北部12市町村立診療所の現状

令和7年2月現在

★へき地診療所

No.	区分	主体	診療所名	診療科目	診療所建物の概要	運営形態	運営団体	委託・指定管理の期間						
1★	県立	病院事業局	伊平屋診療所	内科、外科、小児科	昭和56年3月 165.11㎡	直営	沖縄県病院事業局	—						
2★			伊是名診療所	内科、小児科、救急診療	昭和51年3月 184.33㎡	直営	沖縄県病院事業局	—						
3★	市町村立	名護市	久志診療所	内科、循環器内科、整形外科	平成15年3月 276.69㎡	指定管理	(公社)北部地区医師会	令和4年4月～令和9年3月						
4			屋我地診療所	小児科、内科	平成3年3月 240.16㎡	指定管理	(公社)北部地区医師会	令和5年4月～令和10年3月						
5			名護市スポーツリハビリセンタースポーツ・クリニック	内科、整形外科、リハビリテーション科、精神科	平成20年10月 1,917.501㎡	指定管理	NPO法人国際リハビリテーション・スポーツ振興協会	平成21年4月～令和11年3月						
6★		国頭村	国頭村	国頭村立診療所	内科、小児科	平成8年5月 352㎡	指定管理	(一財)琉球生命済生会	令和4年4月～令和8年3月					
7★				東部へき地診療所	内科	昭和60年1月 83.3㎡	指定管理	(公社)地域医療振興協会	令和5年4月～令和7年3月					
8★		東村	東村	東村立診療所	内科、外科	平成23年3月 250.97㎡	委託	(公社)北部地区医師会	単年度更新					
9★				大宜味村	大宜味村立診療所	内科、小児科、心療内科、精神科、外科、眼科、消化器内科、皮膚科	平成22年3月 361.62㎡	委託	個人	令和4年4月～令和7年3月				
10★						伊江村	伊江村立診療所	総合診療（内科、外科、小児科等）、救急診療、人工透析内科	【診療所】 平成5年3月 2,043.66㎡ 【透析センター】 平成26年3月 2,783㎡	直営	伊江村	—		
11								恩納村	恩納クリニック	内科、循環器科、胃腸科、呼吸器科、小児科	平成18年5月 559.09㎡	指定管理	医療法人恩和会	平成28年4月～令和8年3月
12										金武町	きんクリニック	一般内科、皮膚科、小児科、糖尿病内科	昭和56年1月 413.19㎡	指定管理

2. 附属診療所検討部会の設置について

令和10年度の公立沖縄北部医療センターの開院に向け、附属診療所への円滑な移管、運営に向けた検討及び情報共有を行うため、令和7年度より附属診療所検討部会を設置する。

部会の構成員は、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領第5条第4項に基づき、幹事長が選任する。

部会	協議項目（検討させる専門的事項）
附属診療所検討部会	附属診療所への円滑な移管、運営に向けた検討及び情報共有に関する事

	委員	構成団体	備考
1	部会長	沖縄県北部医療組合	事務局長
2	委員	(一財) 沖縄県北部医療財団	総務企画課長
3	委員	北部12市町村	担当課長
4	委員	県立北部病院	事務部長
5	委員	北部地区医師会病院	事務長
6	委員	北部地区医師会	事務局長
7	委員	沖縄県病院事業局	総務企画課長
8	委員	沖縄県保健医療介護部	医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長

(参考) 部会の設置について

幹事会は、幹事会の協議及び調整に係る事項を専門的に検討させるために、部会を設けることができる。部会で検討させる事項は幹事会で決定。

- 1 開催頻度 令和7年度 1～3回予定
- 2 議事公開 議論内容は、原則非公開（自由闊達な議論を図るため）
- 3 検討結果の報告 部会長が幹事会へ報告する。

参考条文 幹事会運営要領（抜粋）

（部会の設置）

第5条 幹事会に、その円滑な運営のため、幹事会の協議及び調整に係る事項を専門的に検討させる部会を設置することができる。

- 2 部会で検討させる事項は、幹事会で決定し、幹事長が部会に付託する。
- 3 各部会には、部会長を置く。
- 4 各部会の構成員及び部会長は、幹事長が選任する。

（部会の運営）

第6条 部会の運営は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 部会は、幹事長の同意を得た上で、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、部会の議事を進行し、事務を総括する。
- (3) 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ部会の構成員のうちから指名する代理者が、その職務を代理する。
- (4) 部会の構成員がやむを得ない理由により部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは、幹事長の同意を得た上で、部会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（議事等の公開）

第7条 幹事会及び部会（以下「幹事会等」という。）は、非公開とする。なお、議事要旨は、自由闊達な議論を妨げない範囲内において、公表することができる。

3. 附属診療所に関する今後の協議の進め方について

R7.2月現在

No.	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
1	整備協議会・幹事会（部会）	★R2.9月設置 協議								
2	基本計画	基本計画								
3	基本設計		基本設計							
4	一部事務組合の設置・運営	一組設置に向けた調整		一組設置						
5	財団法人の設立	財団設立に向けた調整				財団設立				
6	附属診療所に係る市町村との協議	第1回(10月) 第2回(1月)	第3回(9月) 第4回(1月)	意見交換 (9月・2月)	意見交換 ・準備会	※ 部会開催（意見交換・情報共有）				
6-1	既存の土地・施設・設備の取扱い	<p>市町村における計画案を個別協議・調整</p> <p>必要に応じて課題や解決策など全体として情報共有</p> <p>適宜議会提案・議決</p>								
6-2	診療所の増改築、設備の維持補修、設備の購入・維持等の方法									
6-3	運営費の負担方法									
6-4	医療従事者確保の方法									
6-5	議会での提案議決等									
7	実施設計			実施設計						
8	本体工事・外構工事					センター整備工事			開院	

附属診療所検討部会設置要綱

(令和7年3月14日付け公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会決定)

(設置)

第1条 沖縄県立北部病院と公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院を統合して新たに設置する公立沖縄北部医療センターの附属診療所に位置付けるものとされている県立北部病院附属診療所及び北部12市町村が設置した診療所(以下「市町村立診療所等」という。)の移管に関して検討及び情報共有を行うため、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領第5条第4項の規定に基づき、附属診療所検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 附属診療所への移管、運営に関する事
- (2) 市町村立診療所等の移管計画に係る取組状況の共有等に関する事
- (3) 上記(1)、(2)のほか附属診療所の個別協議に関して必要な事項に関する事

(構成)

第3条 部会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部会に部会長を置き、部会長には沖縄県北部医療組合事務局長をもって充てる。
- 3 部会の構成員及び部会長は、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事長が選任する。

(部会の運営)

第4条 部会の運営は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 部会は、幹事長の同意を得た上で、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、部会の議事を進行し、事務を総括する。
- (3) 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ部会の構成員のうちから指名する代理者が、その職務を代理する。
- (4) 部会の構成員がやむを得ない理由により部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは、幹事長の同意を得た上で、部会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事等の公開)

第5条 部会は、非公開とする。なお、議事要旨は、自由闊達な議論を妨げない範囲内において、公表することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、沖縄県北部医療組合において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

- 2 表記変更等の軽微な改正については、部会長において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) 部会構成員

NO	構成団体及び職名	役職
1	沖縄県北部医療組合事務局長	部会長
2	一般財団法人沖縄県北部医療財団総務企画課長	委員
3	名護市健康増進課長	委員
4	国頭村福祉課長	委員
5	大宜味村住民福祉課長	委員
6	東村福祉保健課長	委員
7	今帰仁村健康づくり推進課長	委員
8	本部町健康づくり推進課長	委員
9	恩納村健康保険課長	委員
10	宜野座村健康福祉課長	委員
11	金武町保健福祉課長	委員
12	伊江村医療保健課長	委員
13	伊平屋村住民課長	委員
14	伊是名村住民福祉課長	委員
15	沖縄県立北部病院事務部長	委員
16	北部地区医師会病院事務長	委員
17	公益社団法人北部地区医師会事務局長	委員
18	沖縄県病院事業局総務企画課長	委員
19	沖縄県保健医療介護部医療政策課北部医療センター・ 医師確保推進室長	委員